



第125回養父市議会定例会における追加議案について

第125回養父市議会定例会において、追加議案として上程します。

- 1 議案 第125回養父市議会定例会追加議案送致目録のとおりです。
- 2 その他 議案は全てメールで送信します。

【問合せ】

経営企画部 経営総務課 課長 和田 久仁彦 担当者 羽瀧 裕之
電話 079-662-3161

第125回養父市議会定例会 追加議案送致目録

令和6年12月11日

議案番号	案 件 名
議案第56号	養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第57号	養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第58号	令和6年度養父市一般会計補正予算（第5号）
議案第59号	令和6年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第60号	令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）
議案第61号	令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第62号	令和6年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第63号	令和6年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第64号	令和6年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）

提 案 理 由

議案第56号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

本件は、令和6年8月に国会及び内閣に対して人事院から給与改定等の勧告（以下「令和6年人事院勧告」という。）がなされたことに鑑み、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。

【改正内容】

令和6年度の期末手当の改正（年4.35月→4.45月）

6月支給分	2.175月 → 2.175月	±0.0
12月支給分	2.175月 → 2.275月	+0.1

令和7年度の期末手当の改正（年4.45月の均等化）

6月支給分	2.175月 → 2.225月	+0.05
12月支給分	2.275月 → 2.225月	-0.05

議案第57号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

理 由

本件は、令和6年人事院勧告がなされたことに鑑み、養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）、養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）及び養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）について、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は内容により公布日及び適用日を定めている。

【改正内容】

養父市職員の給与に関する条例の一部改正

- ・行政職給料表及び医師職給料表の改正
- ・令和6年度の職員の期末手当の改正（年2.45月→2.5月）

6月支給分	1.225月 → 1.225月	±0.00
12月支給分	1.225月 → 1.275月	+0.05

- ・令和6年度の職員の勤勉手当の改正（年2.05月→2.1月）

6月支給分	1.025月 → 1.025月	±0.00
12月支給分	1.025月 → 1.075月	+0.05

- ・令和7年度の職員の期末手当の改正（年2.5月の均等化）

6月支給分	1.225月 → 1.25月	+0.025
12月支給分	1.275月 → 1.25月	-0.025

- ・令和7年度の職員の勤勉手当の改正（年2.1月の均等化）

6月支給分	1.025月 → 1.05月	+0.025
-------	----------------	--------

12月支給分	1.075月 → 1.05月	-0.025
--------	----------------	--------

- ・令和6年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正（年1.375月→1.4月）

6月支給分	0.6875月 → 0.6875月	±0.000
-------	-------------------	--------

12月支給分	0.6875月 → 0.7125月	+0.025
--------	-------------------	--------

- ・令和6年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の改正（年0.975月→1.0月）

6月支給分	0.4875月 → 0.4875月	±0.000
-------	-------------------	--------

12月支給分	0.4875月 → 0.5125月	+0.025
--------	-------------------	--------

- ・令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の改正（年1.4月の均等化）

6月支給分	0.6875月 → 0.7月	+0.0125
-------	----------------	---------

12月支給分	0.7125月 → 0.7月	-0.0125
--------	----------------	---------

- ・令和7年度の定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の改正（年1.0月の均等化）

6月支給分	0.4875月 → 0.5月	+0.0125
-------	----------------	---------

12月支給分	0.5125月 → 0.5月	-0.0125
--------	----------------	---------

養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- ・特定任期付職員の給与表の改正
- ・令和6年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年3.4月→3.45月）

6月支給分	1.7月 → 1.7月	±0.0
-------	-------------	------

12月支給分	1.7月 → 1.75月	+0.05
--------	--------------	-------

- ・令和7年度の特定任期付職員の期末手当の改正（年3.45月の均等化）

6月支給分	1.7月 → 1.725月	+0.025
-------	---------------	--------

12月支給分	1.75月 → 1.725月	-0.025
--------	----------------	--------

養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の給料表等の改正

議案第58号

令和6年度養父市一般会計補正予算（第5号）

議案第59号

令和6年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第60号

令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第61号

令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第62号

令和6年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第63号

令和6年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第64号

令和6年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）

理 由

上記7件は、令和6年人事院勧告に伴う職員の給料、勤勉手当等の引き上げに必要となる経費の補正を行うものである。

議案第56号

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次の表のように改正する。

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25	6月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25
12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>	12月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>
3・4 (略)					3・4 (略)				

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成16年養父市条例第51号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>	6月1日	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>
12月1日	<u>100分の222.5</u>	<u>100分の178</u>	<u>100分の133.5</u>	<u>100分の66.75</u>	12月1日	<u>100分の227.5</u>	<u>100分の182</u>	<u>100分の136.5</u>	<u>100分の68.25</u>
3・4 （略）					3・4 （略）				

附 則

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
（期末手当の内払）
- 第1条の規定による改正後の養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第57号

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

養父市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

養父市職員の給与に関する条例等の改正する条例の一部を次の表のように改正する。

第1条 養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(期末手当) 第27条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5</u> 、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」、 <u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u> 4～6 (略) (勤勉手当) 第28条 (略)	(期末手当) 第27条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>100分の122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 4～6 (略) (勤勉手当) 第28条 (略)

改 正 案									現 行								
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係） 行政職給料表</p>									<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第1（第7条関係） 行政職給料表</p>								
職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	定年		円	円	円	円	円	円	円

改 正 案									現 行								
前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>261,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,800</u>	<u>335,000</u>	<u>373,400</u>	前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	<u>162,100</u>	<u>208,000</u>	<u>240,900</u>	<u>271,600</u>	<u>295,400</u>	<u>323,100</u>	<u>365,500</u>
	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>262,300</u>	<u>288,900</u>	<u>311,500</u>	<u>336,900</u>	<u>376,000</u>		2	<u>163,200</u>	<u>209,700</u>	<u>242,400</u>	<u>273,200</u>	<u>297,500</u>	<u>325,300</u>	<u>368,100</u>
	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>263,300</u>	<u>290,400</u>	<u>313,200</u>	<u>338,700</u>	<u>378,300</u>		3	<u>164,400</u>	<u>211,400</u>	<u>243,800</u>	<u>274,700</u>	<u>299,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,500</u>
	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>264,300</u>	<u>291,900</u>	<u>314,700</u>	<u>340,500</u>	<u>380,500</u>		4	<u>165,500</u>	<u>212,900</u>	<u>245,200</u>	<u>276,300</u>	<u>301,400</u>	<u>329,500</u>	<u>372,900</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>265,300</u>	<u>293,400</u>	<u>316,100</u>	<u>342,200</u>	<u>382,400</u>		5	<u>166,600</u>	<u>214,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>331,500</u>	<u>374,800</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>266,300</u>	<u>294,900</u>	<u>317,400</u>	<u>343,900</u>	<u>384,700</u>		6	<u>167,700</u>	<u>216,200</u>	<u>248,000</u>	<u>279,500</u>	<u>305,000</u>	<u>333,500</u>	<u>377,300</u>
	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>267,300</u>	<u>296,300</u>	<u>318,700</u>	<u>345,500</u>	<u>386,800</u>		7	<u>168,800</u>	<u>217,900</u>	<u>249,500</u>	<u>281,300</u>	<u>306,600</u>	<u>335,400</u>	<u>379,600</u>
	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>268,300</u>	<u>297,600</u>	<u>320,000</u>	<u>347,200</u>	<u>388,800</u>		8	<u>169,900</u>	<u>219,600</u>	<u>250,900</u>	<u>283,100</u>	<u>308,200</u>	<u>337,300</u>	<u>382,100</u>
	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>269,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>348,800</u>	<u>390,800</u>		9	<u>170,900</u>	<u>221,100</u>	<u>252,000</u>	<u>284,800</u>	<u>309,800</u>	<u>339,200</u>	<u>384,500</u>
	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>270,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>350,500</u>	<u>393,100</u>		10	<u>172,300</u>	<u>222,600</u>	<u>253,400</u>	<u>286,700</u>	<u>312,000</u>	<u>341,200</u>	<u>387,100</u>
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>271,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>352,100</u>	<u>395,300</u>		11	<u>173,600</u>	<u>224,100</u>	<u>254,900</u>	<u>288,500</u>	<u>314,200</u>	<u>343,200</u>	<u>389,700</u>
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>272,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>353,700</u>	<u>397,500</u>		12	<u>174,900</u>	<u>225,600</u>	<u>256,200</u>	<u>290,300</u>	<u>316,200</u>	<u>345,200</u>	<u>392,300</u>
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>273,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>355,200</u>	<u>399,700</u>		13	<u>176,100</u>	<u>226,800</u>	<u>257,500</u>	<u>292,100</u>	<u>318,200</u>	<u>347,000</u>	<u>394,600</u>
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>274,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>356,900</u>	<u>402,000</u>		14	<u>177,600</u>	<u>228,200</u>	<u>258,700</u>	<u>293,700</u>	<u>320,200</u>	<u>349,000</u>	<u>396,900</u>
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>275,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>358,500</u>	<u>404,200</u>		15	<u>179,100</u>	<u>229,600</u>	<u>259,900</u>	<u>295,100</u>	<u>322,100</u>	<u>350,900</u>	<u>399,100</u>
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>276,400</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>406,500</u>		16	<u>180,700</u>	<u>231,000</u>	<u>261,100</u>	<u>296,500</u>	<u>324,000</u>	<u>352,800</u>	<u>401,400</u>
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>277,400</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>361,700</u>	<u>408,300</u>		17	<u>181,800</u>	<u>232,400</u>	<u>262,300</u>	<u>298,000</u>	<u>325,900</u>	<u>354,500</u>	<u>403,200</u>
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>278,700</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>363,500</u>	<u>410,200</u>		18	<u>183,200</u>	<u>234,000</u>	<u>263,600</u>	<u>300,000</u>	<u>327,900</u>	<u>356,500</u>	<u>405,100</u>
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>280,000</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>365,000</u>	<u>412,100</u>		19	<u>184,600</u>	<u>235,500</u>	<u>264,900</u>	<u>302,000</u>	<u>329,800</u>	<u>358,300</u>	<u>407,000</u>
	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>281,200</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>366,600</u>	<u>413,900</u>		20	<u>186,000</u>	<u>236,900</u>	<u>266,200</u>	<u>303,800</u>	<u>331,700</u>	<u>360,200</u>	<u>408,800</u>
	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>282,500</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>368,000</u>	<u>415,700</u>		21	<u>187,300</u>	<u>238,100</u>	<u>267,600</u>	<u>305,500</u>	<u>333,400</u>	<u>362,100</u>	<u>410,600</u>
	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>283,800</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>369,600</u>	<u>417,500</u>		22	<u>189,600</u>	<u>239,700</u>	<u>269,100</u>	<u>307,400</u>	<u>335,400</u>	<u>364,000</u>	<u>412,400</u>
	23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>285,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>371,200</u>	<u>419,300</u>		23	<u>191,800</u>	<u>241,200</u>	<u>270,700</u>	<u>309,300</u>	<u>337,400</u>	<u>365,900</u>	<u>414,200</u>

改 正 案									現 行								
24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>286,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>372,700</u>	<u>421,100</u>		24	<u>194,000</u>	<u>242,600</u>	<u>272,200</u>	<u>311,100</u>	<u>339,300</u>	<u>367,800</u>	<u>416,000</u>	
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>287,300</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>374,600</u>	<u>422,700</u>		25	<u>196,200</u>	<u>243,600</u>	<u>273,800</u>	<u>312,800</u>	<u>340,700</u>	<u>369,700</u>	<u>417,600</u>	
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>288,500</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>376,500</u>	<u>424,200</u>		26	<u>197,900</u>	<u>245,100</u>	<u>275,500</u>	<u>314,800</u>	<u>342,600</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>	
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>289,800</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>378,400</u>	<u>425,700</u>		27	<u>199,400</u>	<u>246,400</u>	<u>277,100</u>	<u>316,800</u>	<u>344,500</u>	<u>373,500</u>	<u>420,600</u>	
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>291,100</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>380,200</u>	<u>427,200</u>		28	<u>200,900</u>	<u>247,600</u>	<u>278,700</u>	<u>318,700</u>	<u>346,400</u>	<u>375,400</u>	<u>422,100</u>	
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>292,400</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>381,700</u>	<u>428,700</u>		29	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>	
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>293,400</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>430,000</u>		30	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>	
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>294,400</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>385,200</u>	<u>431,300</u>		31	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>	
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>295,500</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>386,800</u>	<u>432,500</u>		32	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>	
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>296,600</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>388,500</u>	<u>433,700</u>		33	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>	
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>297,800</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>389,900</u>	<u>435,000</u>		34	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>	
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>298,900</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>391,300</u>	<u>436,300</u>		35	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>	
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>300,100</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>392,700</u>	<u>437,500</u>		36	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>	
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,300</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>394,100</u>	<u>438,700</u>		37	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>	
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>302,600</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>395,300</u>	<u>439,500</u>		38	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>	
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>303,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>396,500</u>	<u>440,300</u>		39	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>	
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>305,200</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>397,500</u>	<u>441,100</u>		40	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>	
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>306,500</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>398,600</u>	<u>441,700</u>		41	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>	
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>307,800</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>399,800</u>	<u>442,300</u>		42	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>	
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>309,100</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>400,900</u>	<u>442,900</u>		43	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>	
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>310,400</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,500</u>		44	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>	
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>311,700</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>		45	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>313,000</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>		46	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	

改 正 案								現 行							
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>314,300</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	47	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>315,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	48	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>316,300</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	49	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>317,600</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	50	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>318,900</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	51	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>
52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>320,200</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	52	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>321,400</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	53	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>322,700</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	54	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>323,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	55	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>325,100</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	56	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>326,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	57	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>327,500</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	58	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>328,600</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	59	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>329,700</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	60	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>330,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	61	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,300</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		62	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>	
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>332,000</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		63	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>332,800</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		64	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,600</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		65	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>334,000</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>		66	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,600</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>		67	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>		68	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>336,100</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>		69	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>	

改 正 案								現 行							
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>336,800</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>		70	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>	
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>337,500</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>		71	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>	
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>338,100</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>		72	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>	
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>338,600</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>		73	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>339,200</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>		74	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,700</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>		75	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>340,300</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>		76	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>340,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>		77	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>		78	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>341,500</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>		79	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>341,900</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>		80	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>342,300</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>		81	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>342,800</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>		82	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>343,300</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>		83	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>343,800</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>		84	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>344,100</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>		85	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>344,500</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>			86	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>344,900</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>			87	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,300</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>			88	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>345,600</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>			89	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>346,000</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>			90	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>346,400</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>			91	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>346,800</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>			92	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		

改 正 案								現 行									
	93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>347,000</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>				93	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
	94		<u>299,400</u>	<u>347,400</u>						94		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
	95		<u>299,700</u>	<u>347,800</u>						95		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
	96		<u>300,100</u>	<u>348,200</u>						96		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				
	97		<u>300,300</u>	<u>348,400</u>						97		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
	98		<u>300,600</u>	<u>348,800</u>						98		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
	99		<u>301,000</u>	<u>349,200</u>						99		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
	100		<u>301,400</u>	<u>349,500</u>						100		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				
	101		<u>301,600</u>	<u>349,800</u>						101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>				
	102		<u>301,900</u>	<u>350,200</u>						102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>				
	103		<u>302,200</u>	<u>350,600</u>						103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>				
	104		<u>302,500</u>	<u>351,000</u>						104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>				
	105		<u>302,700</u>	<u>351,500</u>						105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>				
	106		<u>303,000</u>	<u>351,900</u>						106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>				
	107		<u>303,300</u>	<u>352,300</u>						107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>				
	108		<u>303,600</u>	<u>352,700</u>						108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>				
	109		<u>303,800</u>	<u>353,200</u>						109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>				
	110		<u>304,200</u>	<u>353,600</u>						110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>				
	111		<u>304,600</u>	<u>353,900</u>						111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>				
	112		<u>304,900</u>	<u>354,200</u>						112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>				
	113		<u>305,100</u>	<u>354,700</u>						113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>				
	114		<u>305,300</u>							114		<u>302,000</u>					
	115		<u>305,600</u>							115		<u>302,300</u>					

改 正 案								現 行								
	116		<u>306,000</u>						116		<u>302,700</u>					
	117		<u>306,200</u>						117		<u>302,900</u>					
	118		<u>306,400</u>						118		<u>303,100</u>					
	119		<u>306,700</u>						119		<u>303,400</u>					
	120		<u>307,000</u>						120		<u>303,700</u>					
	121		<u>307,400</u>						121		<u>304,100</u>					
	122		<u>307,600</u>						122		<u>304,300</u>					
	123		<u>307,900</u>						123		<u>304,600</u>					
	124		<u>308,200</u>						124		<u>304,900</u>					
	125		<u>308,500</u>						125		<u>305,200</u>					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>			<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務	1	円 <u>291,400</u>	円 <u>370,000</u>	円 <u>426,700</u>	円 <u>484,400</u>

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第7条関係） 医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務	1	円 <u>264,700</u>	円 <u>346,600</u>	円 <u>406,900</u>	円 <u>474,700</u>

改 正 案					現 行						
務職員以外 の職員	2	<u>293,700</u>	<u>372,600</u>	<u>428,700</u>	<u>486,200</u>	務職員以外 の職員	2	<u>267,200</u>	<u>349,600</u>	<u>409,600</u>	<u>477,000</u>
	3	<u>296,000</u>	<u>375,100</u>	<u>430,700</u>	<u>488,000</u>		3	<u>269,600</u>	<u>352,400</u>	<u>412,100</u>	<u>479,200</u>
	4	<u>298,200</u>	<u>377,600</u>	<u>432,600</u>	<u>489,800</u>		4	<u>272,000</u>	<u>355,300</u>	<u>414,700</u>	<u>481,500</u>
	5	<u>300,300</u>	<u>380,100</u>	<u>434,500</u>	<u>491,600</u>		5	<u>274,100</u>	<u>357,800</u>	<u>417,100</u>	<u>483,700</u>
	6	<u>303,800</u>	<u>382,800</u>	<u>436,100</u>	<u>493,300</u>		6	<u>277,600</u>	<u>360,800</u>	<u>419,100</u>	<u>485,800</u>
	7	<u>307,300</u>	<u>385,500</u>	<u>437,700</u>	<u>495,000</u>		7	<u>281,100</u>	<u>363,800</u>	<u>420,900</u>	<u>488,000</u>
	8	<u>310,700</u>	<u>388,100</u>	<u>439,300</u>	<u>496,700</u>		8	<u>284,500</u>	<u>366,600</u>	<u>422,800</u>	<u>490,000</u>
	9	<u>314,100</u>	<u>390,200</u>	<u>440,900</u>	<u>498,400</u>		9	<u>288,100</u>	<u>368,700</u>	<u>424,600</u>	<u>491,900</u>
	10	<u>317,600</u>	<u>392,700</u>	<u>442,700</u>	<u>500,500</u>		10	<u>291,600</u>	<u>371,200</u>	<u>427,300</u>	<u>494,000</u>
	11	<u>321,000</u>	<u>395,200</u>	<u>444,500</u>	<u>502,600</u>		11	<u>295,200</u>	<u>373,900</u>	<u>429,800</u>	<u>496,100</u>
	12	<u>324,400</u>	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>		12	<u>298,700</u>	<u>376,400</u>	<u>432,200</u>	<u>498,200</u>
	13	<u>327,800</u>	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>		13	<u>302,200</u>	<u>379,100</u>	<u>434,400</u>	<u>500,300</u>
	14	<u>331,300</u>	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>		14	<u>306,100</u>	<u>382,500</u>	<u>436,900</u>	<u>502,200</u>
	15	<u>334,700</u>	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>		15	<u>310,000</u>	<u>385,500</u>	<u>438,900</u>	<u>504,300</u>
	16	<u>338,100</u>	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>		16	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>	<u>441,000</u>	<u>506,400</u>
	17	<u>341,500</u>	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>		17	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>
	18	<u>344,600</u>	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>		18	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>
	19	<u>347,700</u>	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>		19	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>
	20	<u>350,800</u>	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>		20	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>
	21	<u>354,000</u>	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>		21	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>
	22	<u>357,100</u>	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>		22	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>
	23	<u>360,200</u>	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>		23	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>
	24	<u>363,200</u>	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>		24	<u>341,700</u>	<u>407,100</u>	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>

改 正 案					現 行				
25	<u>366,200</u>	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>	25	<u>345,000</u>	<u>408,800</u>	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>
26	<u>368,500</u>	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>	26	<u>347,500</u>	<u>411,000</u>	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>
27	<u>370,800</u>	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>	27	<u>350,000</u>	<u>413,100</u>	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>
28	<u>373,000</u>	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>	28	<u>352,300</u>	<u>415,100</u>	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>
29	<u>374,900</u>	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>	29	<u>354,400</u>	<u>417,200</u>	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>
30	<u>376,600</u>	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>	30	<u>356,100</u>	<u>419,300</u>	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>
31	<u>378,300</u>	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>	31	<u>357,800</u>	<u>420,900</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>
32	<u>380,100</u>	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>	32	<u>359,600</u>	<u>422,600</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>
33	<u>381,900</u>	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>	33	<u>361,500</u>	<u>424,500</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>
34	<u>383,700</u>	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>	34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>
35	<u>385,300</u>	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>	35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>
36	<u>386,700</u>	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>	36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>
37	<u>388,100</u>	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>	37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>
38	<u>389,600</u>	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>	38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>
39	<u>391,100</u>	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>	39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>
40	<u>392,600</u>	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>	40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>
41	<u>394,100</u>	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>	41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>
42	<u>394,800</u>	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>	42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>
43	<u>395,400</u>	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>	43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>
44	<u>396,100</u>	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>	44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>
45	<u>397,000</u>	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>	45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>
46	<u>397,600</u>	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>	46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>
47	<u>398,200</u>	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>	47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>

改 正 案					現 行				
48	<u>398,800</u>	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>	48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>
49	<u>399,400</u>	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>	49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>
50	<u>399,900</u>	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>	50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>
51	<u>400,400</u>	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>	51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>
52	<u>400,900</u>	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>	52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>
53	<u>401,400</u>	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>	53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>
54	<u>401,800</u>	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>	54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>
55	<u>402,200</u>	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>	55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>
56	<u>402,600</u>	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>	56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>
57	<u>403,000</u>	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>	57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>
58	<u>403,400</u>	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>	58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>
59	<u>403,800</u>	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>	59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>
60	<u>404,200</u>	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>	60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>
61	<u>404,600</u>	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>	61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>
62	<u>405,000</u>	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>	62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>
63	<u>405,400</u>	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>	63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>
64	<u>405,800</u>	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>	64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>
65	<u>406,100</u>	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>	65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>
66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>		66		<u>471,300</u>	<u>523,000</u>	
67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>		67		<u>471,900</u>	<u>523,700</u>	
68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>		68		<u>472,500</u>	<u>524,600</u>	
69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>		69		<u>472,800</u>	<u>525,500</u>	
70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>		70		<u>473,400</u>	<u>526,300</u>	

改 正 案					現 行				
	71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>		71		<u>474,100</u>	<u>527,200</u>
	72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>		72		<u>474,800</u>	<u>528,100</u>
	73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>		73		<u>475,200</u>	<u>528,900</u>
	74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>		74		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>
	75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>		75		<u>476,500</u>	<u>530,700</u>
	76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>		76		<u>477,200</u>	<u>531,400</u>
	77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>		77		<u>477,600</u>	<u>532,200</u>
	78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>		78		<u>478,200</u>	<u>533,100</u>
	79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>		79		<u>478,800</u>	<u>534,000</u>
	80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>		80		<u>479,300</u>	<u>534,900</u>
	81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>		81		<u>479,900</u>	<u>535,700</u>
	82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>		82		<u>480,400</u>	<u>536,600</u>
	83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>		83		<u>480,900</u>	<u>537,500</u>
	84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>		84		<u>481,400</u>	<u>538,400</u>
	85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>		85		<u>481,800</u>	<u>539,200</u>
	86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>		86		<u>482,400</u>	<u>540,100</u>
	87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>		87		<u>482,800</u>	<u>541,000</u>
	88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>		88		<u>483,300</u>	<u>541,900</u>
	89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>		89		<u>483,800</u>	<u>542,700</u>
	90		<u>489,800</u>	<u>549,300</u>		90		<u>484,400</u>	<u>543,600</u>
	91		<u>490,400</u>	<u>550,200</u>		91		<u>485,000</u>	<u>544,500</u>
	92		<u>490,800</u>	<u>551,100</u>		92		<u>485,400</u>	<u>545,400</u>
	93		<u>491,300</u>	<u>551,900</u>		93		<u>485,900</u>	<u>546,200</u>

改 正 案					現 行						
	94		<u>491,900</u>	<u>552,800</u>		94		<u>486,500</u>	<u>547,100</u>		
	95		<u>492,500</u>	<u>553,700</u>		95		<u>487,100</u>	<u>548,000</u>		
	96		<u>493,000</u>	<u>554,600</u>		96		<u>487,600</u>	<u>548,900</u>		
	97		<u>493,500</u>	<u>555,400</u>		97		<u>488,100</u>	<u>549,700</u>		
	98			<u>556,300</u>		98			<u>550,600</u>		
	99			<u>557,200</u>		99			<u>551,500</u>		
	100			<u>558,100</u>		100			<u>552,400</u>		
	101			<u>558,900</u>		101			<u>553,200</u>		
	102			<u>559,800</u>		102			<u>554,100</u>		
	103			<u>560,700</u>		103			<u>555,000</u>		
	104			<u>561,600</u>		104			<u>555,900</u>		
	105			<u>562,400</u>		105			<u>556,700</u>		
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		<u>301,700</u>	<u>344,400</u>	<u>399,500</u>	<u>473,300</u>			<u>297,300</u>	<u>339,700</u>	<u>394,300</u>	<u>467,400</u>
備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。 別表第3（第8条関係）（略）					備考 この表は、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。 別表第3（第8条関係）（略）						

第2条 養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項におい</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項におい</p>

改 正 案	現 行
<p>て同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提再任用短時間勤務職員 当該定年前提再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>て同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前提再任用短時間勤務職員 当該定年前提再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

第3条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																								
(給与に関する特例)	(給与に関する特例)																								
第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。	第7条 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>392,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>440,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>492,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>555,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>634,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>378,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	<u>378,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>
号給	給料月額（円）																								
1	<u>392,000</u>																								
2	<u>440,000</u>																								
3	<u>492,000</u>																								
4	<u>555,000</u>																								
5	<u>634,000</u>																								
号給	給料月額（円）																								
1	<u>378,000</u>																								
2	<u>427,000</u>																								
3	<u>477,000</u>																								
4	<u>539,000</u>																								
5	<u>615,000</u>																								
2～5 (略)	2～5 (略)																								
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																								
第10条 (略)	第10条 (略)																								
2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の175</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」とする。																								
3 (略)	3 (略)																								

第4条 養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年養父市条例第30号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第25条の2及び第27条第2項の規定の適用については、給与条例第25条の2中「管理職手当を受ける職員」とあるのは「管理職手当を受ける職員（特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第27条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p>

第5条 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年養父市条例第6号）の一部改正（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別表第1（第3条関係） 給料表			別表第1（第3条関係） 給料表		
職員の種別	号給	給料月額	職員の種別	号給	給料月額
常勤の会計年度任用職員		円	常勤の会計年度任用職員		円
	1	<u>183,500</u>		1	<u>162,100</u>
	2	<u>184,600</u>		2	<u>163,200</u>
	3	<u>185,800</u>		3	<u>164,400</u>
	4	<u>186,900</u>		4	<u>165,500</u>
	5	<u>188,000</u>		5	<u>166,600</u>
	6	<u>189,700</u>		6	<u>167,700</u>
	7	<u>191,300</u>		7	<u>168,800</u>
	8	<u>192,900</u>		8	<u>169,900</u>
	9	<u>194,500</u>		9	<u>170,900</u>
	10	<u>196,200</u>		10	<u>172,300</u>
	11	<u>197,800</u>		11	<u>173,600</u>
	12	<u>199,400</u>		12	<u>174,900</u>
	13	<u>201,000</u>		13	<u>176,100</u>
	14	<u>202,700</u>		14	<u>177,600</u>
	15	<u>204,400</u>		15	<u>179,100</u>
	16	<u>206,100</u>		16	<u>180,700</u>
17	<u>207,400</u>	17	<u>181,800</u>		

改 正 案			現 行		
	18	<u>209,000</u>		18	<u>183,200</u>
	19	<u>210,600</u>		19	<u>184,600</u>
	20	<u>212,100</u>		20	<u>186,000</u>
	21	<u>213,600</u>		21	<u>187,300</u>
	22	<u>215,200</u>		22	<u>189,600</u>
	23	<u>216,800</u>		23	<u>191,800</u>
	24	<u>218,400</u>		24	<u>194,000</u>
	25	<u>220,000</u>		25	<u>196,200</u>
	26	<u>221,700</u>		26	<u>197,900</u>
	27	<u>223,000</u>		27	<u>199,400</u>
	28	<u>224,300</u>		28	<u>200,900</u>
	29	<u>225,600</u>		29	<u>202,400</u>
	30	<u>226,700</u>		30	<u>203,800</u>
	31	<u>227,800</u>		31	<u>205,200</u>
	32	<u>228,900</u>		32	<u>206,600</u>
	33	<u>230,000</u>		33	<u>208,000</u>
	34	<u>231,500</u>		34	<u>209,700</u>
	35	<u>233,000</u>		35	<u>211,400</u>
	36	<u>234,500</u>		36	<u>212,900</u>
	37	<u>236,000</u>		37	<u>214,400</u>
	38	<u>237,500</u>		38	<u>216,200</u>

改 正 案			現 行		
	39	<u>239,000</u>		39	<u>217,900</u>
	40	<u>240,500</u>		40	<u>219,600</u>
	41	<u>242,000</u>		41	<u>221,100</u>
	42	<u>243,400</u>		42	<u>222,600</u>
	43	<u>244,800</u>		43	<u>224,100</u>
	44	<u>246,200</u>		44	<u>225,600</u>
	45	<u>247,400</u>		45	<u>226,800</u>
	46	<u>248,600</u>		46	<u>228,200</u>
	47	<u>249,800</u>		47	<u>229,600</u>
	48	<u>251,000</u>		48	<u>231,000</u>
	49	<u>252,100</u>		49	<u>232,400</u>
	50	<u>253,200</u>		50	<u>234,000</u>
	51	<u>254,300</u>		51	<u>235,500</u>
	52	<u>255,400</u>		52	<u>236,900</u>
	53	<u>256,400</u>		53	<u>238,100</u>
	54	<u>257,400</u>		54	<u>239,700</u>
	55	<u>258,400</u>		55	<u>241,200</u>
	56	<u>259,400</u>		56	<u>242,600</u>
	57	<u>260,400</u>		57	<u>243,600</u>
	58	<u>261,300</u>		58	<u>245,100</u>
	59	<u>262,200</u>		59	<u>246,400</u>

改 正 案			現 行		
	60	<u>263,100</u>		60	<u>247,600</u>
	61	<u>263,900</u>		61	<u>248,700</u>
	62	<u>264,700</u>		62	<u>249,700</u>
	63	<u>265,500</u>		63	<u>250,600</u>
	64	<u>266,300</u>		64	<u>251,500</u>
	65	<u>267,000</u>		65	<u>252,400</u>
	66	<u>267,800</u>		66	<u>253,300</u>
	67	<u>268,600</u>		67	<u>254,100</u>
	68	<u>269,300</u>		68	<u>254,900</u>
	69	<u>270,000</u>		69	<u>255,600</u>
	70	<u>270,800</u>		70	<u>256,700</u>
	71	<u>271,600</u>		71	<u>257,900</u>
	72	<u>272,300</u>		72	<u>259,000</u>
	73	<u>273,000</u>		73	<u>260,200</u>
	74	<u>273,800</u>		74	<u>261,400</u>
	75	<u>274,600</u>		75	<u>262,500</u>
	76	<u>275,300</u>		76	<u>263,600</u>
	77	<u>276,000</u>		77	<u>264,700</u>
	78	<u>276,700</u>		78	<u>265,800</u>
	79	<u>277,400</u>		79	<u>266,900</u>
	80	<u>278,100</u>		80	<u>267,900</u>

改 正 案			現 行		
	81	<u>278,800</u>		81	<u>268,900</u>
	82	<u>279,500</u>		82	<u>269,900</u>
	83	<u>280,200</u>		83	<u>270,900</u>
	84	<u>280,900</u>		84	<u>271,800</u>
	85	<u>281,500</u>		85	<u>272,700</u>
	86	<u>282,200</u>		86	<u>273,600</u>
	87	<u>282,800</u>		87	<u>274,500</u>
	88	<u>283,500</u>		88	<u>275,400</u>
	89	<u>284,100</u>		89	<u>276,300</u>
	90	<u>284,800</u>		90	<u>277,200</u>
	91	<u>285,400</u>		91	<u>278,100</u>
	92	<u>286,100</u>		92	<u>279,000</u>
	93	<u>286,700</u>		93	<u>280,000</u>
	94	<u>287,400</u>		94	<u>281,000</u>
	95	<u>288,000</u>		95	<u>281,900</u>
	96	<u>288,500</u>		96	<u>282,800</u>
	97	<u>289,000</u>		97	<u>283,300</u>
	98	<u>289,600</u>		98	<u>284,000</u>
	99	<u>290,100</u>		99	<u>284,700</u>
	100	<u>290,700</u>		100	<u>285,600</u>

改 正 案			現 行		
別表第2（第15条関係） パートタイム会計年度任用職員報酬額表			別表第2（第15条関係） パートタイム会計年度任用職員報酬額表		
職員の種別	号給	給料月額	職員の種別	号給	給料月額
1日7時間勤務のパート タイム会計年度任用職員		円	1日7時間勤務のパート タイム会計年度任用職員		円
	1	<u>167,139</u>		1	<u>147,588</u>
	2	<u>168,021</u>		2	<u>148,617</u>
	3	<u>169,197</u>		3	<u>149,646</u>
	4	<u>170,226</u>		4	<u>150,675</u>
	5	<u>171,108</u>		5	<u>151,704</u>
	6	<u>172,725</u>		6	<u>152,733</u>
	7	<u>174,195</u>		7	<u>153,762</u>
	8	<u>175,665</u>		8	<u>154,644</u>
	9	<u>177,135</u>		9	<u>155,673</u>
	10	<u>178,605</u>		10	<u>156,849</u>
	11	<u>180,075</u>		11	<u>158,025</u>
	12	<u>181,545</u>		12	<u>159,201</u>
	13	<u>183,015</u>		13	<u>160,377</u>
	14	<u>184,485</u>		14	<u>161,700</u>
	15	<u>186,102</u>		15	<u>163,023</u>
	16	<u>187,719</u>		16	<u>164,493</u>
	17	<u>188,895</u>		17	<u>165,522</u>
18	<u>190,365</u>	18	<u>166,845</u>		

改 正 案			現 行		
	19	<u>191,688</u>		19	<u>168,021</u>
	20	<u>193,158</u>		20	<u>169,344</u>
	21	<u>194,481</u>		21	<u>170,520</u>
	22	<u>195,951</u>		22	<u>172,578</u>
	23	<u>197,421</u>		23	<u>174,636</u>
	24	<u>198,891</u>		24	<u>176,694</u>
	25	<u>200,361</u>		25	<u>178,605</u>
	26	<u>201,831</u>		26	<u>180,222</u>
	27	<u>203,007</u>		27	<u>181,545</u>
	28	<u>204,183</u>		28	<u>182,868</u>
	29	<u>205,359</u>		29	<u>184,338</u>
	30	<u>206,388</u>		30	<u>185,514</u>
	31	<u>207,417</u>		31	<u>186,837</u>
	32	<u>208,446</u>		32	<u>188,160</u>
	33	<u>209,475</u>		33	<u>189,336</u>
	34	<u>210,798</u>		34	<u>190,953</u>
	35	<u>212,121</u>		35	<u>192,423</u>
	36	<u>213,444</u>		36	<u>193,893</u>
	37	<u>214,914</u>		37	<u>195,216</u>
	38	<u>216,237</u>		38	<u>196,833</u>
	39	<u>217,560</u>		39	<u>198,450</u>

改 正 案			現 行		
	40	<u>219,030</u>		40	<u>199,920</u>
	41	<u>220,353</u>		41	<u>201,243</u>
	42	<u>221,676</u>		42	<u>202,713</u>
	43	<u>222,852</u>		43	<u>204,036</u>
	44	<u>224,175</u>		44	<u>205,359</u>
	45	<u>225,204</u>		45	<u>206,535</u>
	46	<u>226,380</u>		46	<u>207,711</u>
	47	<u>227,409</u>		47	<u>209,034</u>
	48	<u>228,585</u>		48	<u>210,357</u>
	49	<u>229,467</u>		49	<u>211,533</u>
	50	<u>230,496</u>		50	<u>213,003</u>
	51	<u>231,525</u>		51	<u>214,473</u>
	52	<u>232,554</u>		52	<u>215,649</u>
	53	<u>233,436</u>		53	<u>216,825</u>
	54	<u>234,318</u>		54	<u>218,295</u>
	55	<u>235,200</u>		55	<u>219,618</u>
	56	<u>236,229</u>		56	<u>220,941</u>
	57	<u>237,111</u>		57	<u>221,823</u>
	58	<u>237,846</u>		58	<u>223,146</u>
	59	<u>238,728</u>		59	<u>224,322</u>
	60	<u>239,610</u>		60	<u>225,498</u>

改 正 案			現 行		
	61	<u>240,345</u>		61	<u>226,380</u>
	62	<u>240,933</u>		62	<u>227,409</u>
	63	<u>241,668</u>		63	<u>228,144</u>
	64	<u>242,403</u>		64	<u>229,026</u>
	65	<u>243,138</u>		65	<u>229,761</u>
	66	<u>243,873</u>		66	<u>230,643</u>
	67	<u>244,608</u>		67	<u>231,378</u>
	68	<u>245,196</u>		68	<u>232,113</u>
	69	<u>245,784</u>		69	<u>232,701</u>
	70	<u>246,519</u>		70	<u>233,730</u>
	71	<u>247,254</u>		71	<u>234,759</u>
	72	<u>247,989</u>		72	<u>235,788</u>
	73	<u>248,577</u>		73	<u>236,964</u>
	74	<u>249,312</u>		74	<u>237,993</u>
	75	<u>250,047</u>		75	<u>239,022</u>
	76	<u>250,635</u>		76	<u>240,051</u>
	77	<u>251,223</u>		77	<u>240,933</u>
	78	<u>251,958</u>		78	<u>241,962</u>
	79	<u>252,546</u>		79	<u>242,991</u>
	80	<u>253,134</u>		80	<u>243,873</u>
	81	<u>253,869</u>		81	<u>244,755</u>

改 正 案			現 行		
	82	<u>254,457</u>		82	<u>245,784</u>
	83	<u>255,045</u>		83	<u>246,666</u>
	84	<u>255,780</u>		84	<u>247,401</u>
	85	<u>256,368</u>		85	<u>248,283</u>
	86	<u>256,956</u>		86	<u>249,165</u>
	87	<u>257,544</u>		87	<u>249,900</u>
	88	<u>258,132</u>		88	<u>250,782</u>
	89	<u>258,720</u>		89	<u>251,517</u>
	90	<u>259,308</u>		90	<u>252,399</u>
	91	<u>259,896</u>		91	<u>253,134</u>
	92	<u>260,484</u>		92	<u>254,016</u>
	93	<u>261,072</u>		93	<u>254,898</u>
	94	<u>261,660</u>		94	<u>255,780</u>
	95	<u>262,248</u>		95	<u>256,662</u>
	96	<u>262,689</u>		96	<u>257,544</u>
	97	<u>263,130</u>		97	<u>257,985</u>
	98	<u>263,718</u>		98	<u>258,573</u>
	99	<u>264,159</u>		99	<u>259,161</u>
	100	<u>264,747</u>		100	<u>260,043</u>

改 正 案			現 行		
別表第3 (第15条関係) パートタイム会計年度任用職員報酬額表			別表第3 (第15条関係) パートタイム会計年度任用職員報酬額表		
職員の種別	号給	給料月額	職員の種別	号給	給料月額
1日7時間30分勤務のパートタイム会計年度任用職員		円	1日7時間30分勤務のパートタイム会計年度任用職員		円
	1	<u>179,077</u>		1	<u>158,130</u>
	2	<u>180,022</u>		2	<u>159,232</u>
	3	<u>181,282</u>		3	<u>160,335</u>
	4	<u>182,385</u>		4	<u>161,437</u>
	5	<u>183,330</u>		5	<u>162,540</u>
	6	<u>185,062</u>		6	<u>163,642</u>
	7	<u>186,637</u>		7	<u>164,745</u>
	8	<u>188,212</u>		8	<u>165,690</u>
	9	<u>189,787</u>		9	<u>166,792</u>
	10	<u>191,362</u>		10	<u>168,052</u>
	11	<u>192,937</u>		11	<u>169,312</u>
	12	<u>194,512</u>		12	<u>170,572</u>
	13	<u>196,087</u>		13	<u>171,832</u>
	14	<u>197,662</u>		14	<u>173,250</u>
	15	<u>199,395</u>		15	<u>174,667</u>
	16	<u>201,127</u>		16	<u>176,242</u>
	17	<u>202,387</u>		17	<u>177,345</u>
18	<u>203,962</u>	18	<u>178,762</u>		

改 正 案			現 行		
	19	<u>205,380</u>		19	<u>180,022</u>
	20	<u>206,955</u>		20	<u>181,440</u>
	21	<u>208,372</u>		21	<u>182,700</u>
	22	<u>209,947</u>		22	<u>184,905</u>
	23	<u>211,522</u>		23	<u>187,110</u>
	24	<u>213,097</u>		24	<u>189,315</u>
	25	<u>214,672</u>		25	<u>191,362</u>
	26	<u>216,247</u>		26	<u>193,095</u>
	27	<u>217,507</u>		27	<u>194,512</u>
	28	<u>218,767</u>		28	<u>195,930</u>
	29	<u>220,027</u>		29	<u>197,505</u>
	30	<u>221,130</u>		30	<u>198,765</u>
	31	<u>222,232</u>		31	<u>200,182</u>
	32	<u>223,335</u>		32	<u>201,600</u>
	33	<u>224,437</u>		33	<u>202,860</u>
	34	<u>225,855</u>		34	<u>204,592</u>
	35	<u>227,272</u>		35	<u>206,167</u>
	36	<u>228,690</u>		36	<u>207,742</u>
	37	<u>230,265</u>		37	<u>209,160</u>
	38	<u>231,682</u>		38	<u>210,892</u>
	39	<u>233,100</u>		39	<u>212,625</u>

改 正 案			現 行		
	40	<u>234,675</u>		40	<u>214,200</u>
	41	<u>236,092</u>		41	<u>215,617</u>
	42	<u>237,510</u>		42	<u>217,192</u>
	43	<u>238,770</u>		43	<u>218,610</u>
	44	<u>240,187</u>		44	<u>220,027</u>
	45	<u>241,290</u>		45	<u>221,287</u>
	46	<u>242,550</u>		46	<u>222,547</u>
	47	<u>243,652</u>		47	<u>223,965</u>
	48	<u>244,912</u>		48	<u>225,382</u>
	49	<u>245,857</u>		49	<u>226,642</u>
	50	<u>246,960</u>		50	<u>228,217</u>
	51	<u>248,062</u>		51	<u>229,792</u>
	52	<u>249,165</u>		52	<u>231,052</u>
	53	<u>250,110</u>		53	<u>232,312</u>
	54	<u>251,055</u>		54	<u>233,887</u>
	55	<u>252,000</u>		55	<u>235,305</u>
	56	<u>253,102</u>		56	<u>236,722</u>
	57	<u>254,047</u>		57	<u>237,667</u>
	58	<u>254,835</u>		58	<u>239,085</u>
	59	<u>255,780</u>		59	<u>240,345</u>
	60	<u>256,725</u>		60	<u>241,605</u>

改 正 案			現 行		
	61	<u>257,512</u>		61	<u>242,550</u>
	62	<u>258,142</u>		62	<u>243,652</u>
	63	<u>258,930</u>		63	<u>244,440</u>
	64	<u>259,717</u>		64	<u>245,385</u>
	65	<u>260,505</u>		65	<u>246,172</u>
	66	<u>261,292</u>		66	<u>247,117</u>
	67	<u>262,080</u>		67	<u>247,905</u>
	68	<u>262,710</u>		68	<u>248,692</u>
	69	<u>263,340</u>		69	<u>249,322</u>
	70	<u>264,127</u>		70	<u>250,425</u>
	71	<u>264,915</u>		71	<u>251,527</u>
	72	<u>265,702</u>		72	<u>252,630</u>
	73	<u>266,332</u>		73	<u>253,890</u>
	74	<u>267,120</u>		74	<u>254,992</u>
	75	<u>267,907</u>		75	<u>256,095</u>
	76	<u>268,537</u>		76	<u>257,197</u>
	77	<u>269,167</u>		77	<u>258,142</u>
	78	<u>269,955</u>		78	<u>259,245</u>
	79	<u>270,585</u>		79	<u>260,347</u>
	80	<u>271,215</u>		80	<u>261,292</u>
	81	<u>272,002</u>		81	<u>262,237</u>

改 正 案			現 行		
	82	<u>272,632</u>		82	<u>263,340</u>
	83	<u>273,262</u>		83	<u>264,285</u>
	84	<u>274,050</u>		84	<u>265,072</u>
	85	<u>274,680</u>		85	<u>266,017</u>
	86	<u>275,310</u>		86	<u>266,962</u>
	87	<u>275,940</u>		87	<u>267,750</u>
	88	<u>276,570</u>		88	<u>268,695</u>
	89	<u>277,200</u>		89	<u>269,482</u>
	90	<u>277,830</u>		90	<u>270,427</u>
	91	<u>278,460</u>		91	<u>271,215</u>
	92	<u>279,090</u>		92	<u>272,160</u>
	93	<u>279,720</u>		93	<u>273,105</u>
	94	<u>280,350</u>		94	<u>274,050</u>
	95	<u>280,980</u>		95	<u>274,995</u>
	96	<u>281,452</u>		96	<u>275,940</u>
	97	<u>281,925</u>		97	<u>276,412</u>
	98	<u>282,555</u>		98	<u>277,042</u>
	99	<u>283,027</u>		99	<u>277,672</u>
	100	<u>283,657</u>		100	<u>278,617</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の養父市職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条及び附則第3条において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の養父市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の養父市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(給与改定の例外)

第3条 この条例の公布の日において、次の各号のいずれかに該当する会計年度任用職員の令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間の給与については、改正後の会計年度任用職員条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 在職していない者

(2) 養父市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第21条第1項に規定する1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるもの

(規則への委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第58号

令和6年度養父市一般会計補正予算（第5号）

令和6年度養父市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,910,326千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大 林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金		212,785	130,722	343,507
	1. 繰越金	212,785	130,722	343,507
歳入	合計	20,779,604	130,722	20,910,326

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		152,014	324	152,338
	1. 議会費	152,014	324	152,338
2. 総務費		4,573,006	21,779	4,594,785
	1. 総務管理費	4,244,786	15,557	4,260,343
	2. 徴税費	152,597	5,144	157,741
	3. 戸籍住民基本台帳費	48,305	925	49,230
	6. 監査委員費	11,041	153	11,194
3. 民生費		5,224,476	48,677	5,273,153
	1. 社会福祉費	3,275,255	15,575	3,290,830
	2. 児童福祉費	1,681,736	31,427	1,713,163
	3. 生活保護費	266,485	1,675	268,160
4. 衛生費		2,259,198	13,294	2,272,492
	1. 保健衛生費	2,156,177	12,703	2,168,880
	2. 清掃費	103,021	591	103,612
6. 農林水産業費		1,138,841	9,429	1,148,270
	1. 農業費	875,980	7,615	883,595
	2. 林業費	262,861	1,814	264,675
7. 商工費		506,340	2,584	508,924
	1. 商工費	231,753	1,375	233,128
	2. 観光費	274,587	1,209	275,796
8. 土木費		2,132,007	5,019	2,137,026
	1. 土木管理費	43,993	1,368	45,361
	2. 道路橋りょう費	1,185,257	1,716	1,186,973
	4. 都市計画費	739,430	815	740,245
	5. 住宅費	82,869	1,120	83,989
9. 消防費		419,887	1,371	421,258
	1. 消防費	419,887	1,371	421,258
10. 教育費		1,844,148	28,245	1,872,393
	1. 教育総務費	158,606	3,694	162,300
	2. 小学校費	476,424	8,613	485,037
	3. 中学校費	270,217	1,582	271,799
	4. 社会教育費	502,789	9,781	512,570
	5. 保健体育費	436,112	4,575	440,687
歳出	合計	20,779,604	130,722	20,910,326

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19. 繰越金	212,785	130,722	343,507
歳入合計	20,779,604	130,722	20,910,326

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	152,014	324	152,338
2. 総務費	4,573,006	21,779	4,594,785
3. 民生費	5,224,476	48,677	5,273,153
4. 衛生費	2,259,198	13,294	2,272,492
6. 農林水産業費	1,138,841	9,429	1,148,270
7. 商工費	506,340	2,584	508,924
8. 土木費	2,132,007	5,019	2,137,026
9. 消防費	419,887	1,371	421,258
10. 教育費	1,844,148	28,245	1,872,393
歳出合計	20,779,604	130,722	20,910,326

2. 歳入

(款) 19. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	212,785	130,722	343,507
項計	212,785	130,722	343,507

歳入合計	20,779,604	130,722	20,910,326
------	------------	---------	------------

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			324
			21,779
			48,677
			13,294
			9,429
			2,584
			5,019
			1,371
			28,245
			130,722

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 前 年 度 繰 越 金	130,722	前年度繰越金 130,722

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	152,014	324	152,338				324
項 計	152,014	324	152,338				324

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	2,199,990	12,762	2,212,752				12,762
8. 地域振興費	1,044,544	827	1,045,371				827
9. 情報センター運営費	89,503	1,968	91,471				1,968

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 給 料	214	議会職員人件費	324
3. 職 員 手 当	49	一般職給料	214
4. 共 済 費	61	勤勉手当	49
		職員共済組合負担金	61

1. 報 酬	2,229	総務職員人件費	8,020
2. 給 料	2,871	一般職給料	2,871
3. 職 員 手 当	4,013	期末手当	1,146
4. 共 済 費	3,649	勤勉手当	1,837
		時間外勤務手当	742
		職員共済組合負担金	1,424
		職員管理事務費	3,840
		会計年度任用職員報酬	1,658
		社会保険料	1,912
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	270
		私学審議会運営事業費	180
		会計年度任用職員報酬	92
		会計年度任用職員時間外勤務報酬	19
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	31
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	28
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	10
		マイナンバーカード普及促進事業費	722
		会計年度任用職員報酬	460
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	132
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	97
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	33
1. 報 酬	547	おおやアート村拠点施設管理事業費	827
3. 職 員 手 当	242	会計年度任用職員報酬	547
4. 共 済 費	38	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	130
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	112
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	38
1. 報 酬	330	情報センター職員人件費	1,503
2. 給 料	544	一般職給料	544
3. 職 員 手 当	804	期末手当	272
4. 共 済 費	290	勤勉手当	325
		時間外勤務手当	94
		職員共済組合負担金	268

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 情報センター運営費							
項 計	4,244,786	15,557	4,260,343				15,557

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

1. 税務総務費	109,762	3,107	112,869				3,107
2. 賦課徴収費	42,835	2,037	44,872				2,037
項 計	152,597	5,144	157,741				5,144

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	48,305	925	49,230				925
項 計	48,305	925	49,230				925

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

1. 監査委員費	11,041	153	11,194				153
項 計	11,041	153	11,194				153

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	809,914	10,333	820,247				10,333
------------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位 千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		C A T V運営事業費	465
		会計年度任用職員報酬	244
		会計年度任用職員時間外勤務報酬	86
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	61
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	52
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	22

2. 給料	1,494	税務職員人件費	3,107
3. 職員手当	1,048	一般職給料	1,494
4. 共済費	565	期末手当	482
		勤勉手当	566
		職員共済組合負担金	565
1. 報酬	1,378	課税・徴収管理事業費	2,037
3. 職員手当	584	会計年度任用職員報酬	1,378
4. 共済費	75	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	313
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	271
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	75

2. 給料	654	戸籍職員人件費	925
3. 職員手当	100	一般職給料	654
4. 共済費	171	時間外勤務手当	100
		職員共済組合負担金	171

2. 給料	53	監査委員会職員人件費	153
3. 職員手当	82	一般職給料	53
4. 共済費	18	期末手当	50
		勤勉手当	32
		職員共済組合負担金	18

1. 報酬	633	社会福祉職員人件費	8,026
2. 給料	2,802	一般職給料	2,802

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 社会福祉総務費							
3. 老人福祉費	1,191,796	3,800	1,195,596				3,800
5. 国民年金事務費	8,038	820	8,858				820

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
3. 職員手当	4,080	期末手当	1,647
4. 共済費	1,529	勤勉手当	1,569
27. 繰出金	1,289	時間外勤務手当	531
		職員共済組合負担金	1,477
		社会福祉一般事務費	211
		会計年度任用職員報酬	129
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	38
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	33
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	11
		人権啓発事業費	295
		会計年度任用職員報酬	187
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	50
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	43
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	15
		生活困窮者自立支援事業費	512
		会計年度任用職員報酬	317
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	90
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	79
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	26
		国民健康保険特別会計繰出金	1,289
		国民健康保険特別会計繰出金	1,289
1. 報酬	297	介護保険特別会計繰出金	2,797
3. 職員手当	73	介護保険特別会計繰出金	2,797
27. 繰出金	3,430	後期高齢者医療特別会計繰出金	633
		後期高齢者医療特別会計繰出金	633
		生活支援体制整備事業費	370
		会計年度任用職員報酬	297
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	37
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	36
1. 報酬	284	国民年金職員人件費	387
2. 給料	177	一般職給料	177
3. 職員手当	260	期末手当	96
4. 共済費	99	勤勉手当	38
		職員共済組合負担金	76
		国民年金事務費	433
		会計年度任用職員報酬	284
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	68
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	58
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	23

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 消費者行政費	5,459	353	5,812				353
7. 社会福祉施設費	17,715	269	17,984				269
項 計	3,275,255	15,575	3,290,830				15,575

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	437,336	932	438,268				932
2. 児童福祉施設費	1,168,730	25,279	1,194,009				25,279

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1. 報 酬	228			消費者行政事業費	353
3. 職 員 手 当	108			会計年度任用職員報酬	228
4. 共 済 費	17			期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	58
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	50
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	17
2. 給 料	211			みふね会館職員人件費	269
4. 共 済 費	58			一般職給料	211
				職員共済組合負担金	58

1. 報 酬	573			母子福祉事業費	210
3. 職 員 手 当	311			会計年度任用職員報酬	127
4. 共 済 費	48			期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	38
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	34
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	11
				家庭児童相談員活動事業費	722
				会計年度任用職員報酬	446
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	127
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	112
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	37
1. 報 酬	6,766			公立認定こども園等職員人件費	7,677
2. 給 料	6,136			一般職給料	1,918
3. 職 員 手 当	9,717			期末手当	2,349
4. 共 済 費	2,660			勤勉手当	2,026
				職員共済組合負担金	1,384
				公立認定こども園等運営事業費	15,404
				会計年度任用職員報酬	6,058
				会計年度任用職員給料	3,591
				期末手当 (常勤会計年度任用職員)	1,627
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	1,240
				勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	774
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	1,072
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	1,042
				ほっとステーション運営事業費	692
				会計年度任用職員報酬	452
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	112
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	90
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	38

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 児童福祉施設費							
3. 学童保育費	75,670	5,216	80,886				5,216
項 計	1,681,736	31,427	1,713,163				31,427

(款) 3. 民生費

(項) 3. 生活保護費

1. 生活保護総務費	32,643	1,675	34,318				1,675
項 計	266,485	1,675	268,160				1,675

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	336,447	6,679	343,126				6,679
------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
		子ども・子育て支援事業費	1,506
		会計年度任用職員報酬	256
		会計年度任用職員給料	627
		期末手当（常勤会計年度任用職員）	166
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	61
		勤勉手当（常勤会計年度任用職員）	146
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	54
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	196
1. 報酬	4,177	学童保育事業費	5,216
3. 職員手当	1,039	会計年度任用職員報酬	4,177
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	557
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	482

1. 報酬	159	生活保護職員人件費	1,381
2. 給料	553	一般職給料	553
3. 職員手当	682	期末手当	294
4. 共済費	281	勤勉手当	239
		時間外勤務手当	64
		職員共済組合負担金	231
		生活保護事務費	294
		会計年度任用職員報酬	159
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	45
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	40
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	50

1. 報酬	789	保健衛生職員人件費	5,477
2. 給料	2,182	一般職給料	2,182
3. 職員手当	2,648	期末手当	1,085
4. 共済費	1,060	勤勉手当	910
		時間外勤務手当	300
		職員共済組合負担金	1,000
		保健衛生一般事務費	1,202
		会計年度任用職員報酬	789
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	189
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	164

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 保健衛生総務費							
9. 病院診療所費	1,422,654	5,171	1,427,825				5,171
10. 火葬場費	41,390	853	42,243				853
項 計	2,156,177	12,703	2,168,880				12,703

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

1. 清掃総務費	12,593	591	13,184				591
項 計	103,021	591	103,612				591

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	32,087	1,629	33,716				1,629
2. 農業総務費	86,571	3,097	89,668				3,097
3. 農業振興費	263,275	973	264,248				973

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	60
27. 繰 出 金	5,171	国保直営診療施設勘定繰出金	2,460
		国保直営診療施設勘定繰出金	2,460
		養父歯科診療所特別会計繰出金	2,711
		養父歯科診療所特別会計繰出金	2,711
2. 給 料	443	火葬場管理費	853
3. 職 員 手 当	248	会計年度任用職員給料	443
4. 共 済 費	162	期末手当 (常勤会計年度任用職員)	131
		勤勉手当 (常勤会計年度任用職員)	117
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	162

2. 給 料	291	清掃総務職員人件費	591
3. 職 員 手 当	204	一般職給料	291
4. 共 済 費	96	期末手当	89
		勤勉手当	79
		時間外勤務手当	36
		職員共済組合負担金	96

2. 給 料	579	農業委員会職員人件費	1,629
3. 職 員 手 当	717	一般職給料	579
4. 共 済 費	333	期末手当	364
		勤勉手当	353
		職員共済組合負担金	333
2. 給 料	1,550	農業総務職員人件費	3,097
3. 職 員 手 当	955	一般職給料	1,550
4. 共 済 費	592	期末手当	447
		勤勉手当	444
		時間外勤務手当	64
		職員共済組合負担金	592
1. 報 酬	625	有害鳥獣防護対策事業費	354
3. 職 員 手 当	299	会計年度任用職員報酬	228
4. 共 済 費	49	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	58
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	50
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	18

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 農業振興費							
4. 畜産業費	200,994	612	201,606				612
6. 地籍調査費	167,626	1,304	168,930				1,304
項 計	875,980	7,615	883,595				7,615

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

1. 林業総務費	39,510	689	40,199				689
2. 林業振興費	142,382	1,125	143,507				1,125
項 計	262,861	1,814	264,675				1,814

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
		経営所得安定対策等実施事業費	362
		会計年度任用職員報酬	238
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	57
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	50
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	17
		日本型直接支払事業費	257
		会計年度任用職員報酬	159
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	45
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	39
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	14
1. 報酬	343	堆肥センター管理運営事業費	612
3. 職員手当	169	会計年度任用職員報酬	343
4. 共済費	100	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	86
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	83
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	100
1. 報酬	648	地籍調査職員人件費	290
2. 給料	190	一般職給料	190
3. 職員手当	305	職員共済組合負担金	100
4. 共済費	161	地籍調査事業費	1,014
		会計年度任用職員報酬	648
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	164
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	141
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	61

2. 給料	291	林業総務職員人件費	689
3. 職員手当	277	一般職給料	291
4. 共済費	121	期末手当	174
		勤勉手当	103
		職員共済組合負担金	121
1. 報酬	735	森林環境譲与税関連事業費	1,125
3. 職員手当	339	会計年度任用職員報酬	735
4. 共済費	51	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	182
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	157
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	51

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	29,810	1,375	31,185				1,375
項 計	231,753	1,375	233,128				1,375

(款) 7. 商工費

(項) 2. 観光費

1. 観光総務費	16,478	1,209	17,687				1,209
項 計	274,587	1,209	275,796				1,209

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	43,508	1,368	44,876				1,368
項 計	43,993	1,368	45,361				1,368

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

1. 道路橋りょう総務費	116,098	1,716	117,814				1,716
項 計	1,185,257	1,716	1,186,973				1,716

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
2. 給料	525	商工職員人件費	1,375
3. 職員手当	581	一般職給料	525
4. 共済費	269	期末手当	319
		勤勉手当	262
		職員共済組合負担金	269

2. 給料	668	観光職員人件費	1,209
3. 職員手当	304	一般職給料	668
4. 共済費	237	期末手当	163
		勤勉手当	141
		職員共済組合負担金	237

1. 報酬	139	土木総務職員人件費	1,141
2. 給料	531	一般職給料	531
3. 職員手当	474	期末手当	171
4. 共済費	224	勤勉手当	170
		時間外勤務手当	57
		職員共済組合負担金	212
		土木総務一般事務費	227
		会計年度任用職員報酬	139
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	40
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	36
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	12

2. 給料	450	道路橋りょう職員人件費	1,716
3. 職員手当	981	一般職給料	450
4. 共済費	285	期末手当	268
		勤勉手当	449
		時間外勤務手当	264
		職員共済組合負担金	285

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	109,346	815	110,161				815
項 計	739,430	815	740,245				815

(款) 8. 土木費

(項) 5. 住宅費

1. 住宅総務費	14,523	1,120	15,643				1,120
項 計	82,869	1,120	83,989				1,120

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

3. 災害対策費	93,215	1,371	94,586				1,371
項 計	419,887	1,371	421,258				1,371

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	124,819	3,609	128,428				3,609
---------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1.	報 酬		56	都市計画職員人件費	704
2.	給 料		176	一般職給料	176
3.	職 員 手 当		446	期末手当	200
4.	共 済 費		137	勤勉手当	200
				職員共済組合負担金	128
				都市計画総務一般事務費	111
				会計年度任用職員報酬	56
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	24
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	22
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	9

2.	給 料		441	住宅職員人件費	1,120
3.	職 員 手 当		461	一般職給料	441
4.	共 済 費		218	期末手当	261
				勤勉手当	200
				職員共済組合負担金	218

2.	給 料		535	防災・災害対策人件費	1,371
3.	職 員 手 当		576	一般職給料	535
4.	共 済 費		260	期末手当	239
				勤勉手当	337
				職員共済組合負担金	260

1.	報 酬		688	教育長人件費	78
2.	給 料		1,157	期末手当 (特別職)	64
3.	職 員 手 当		1,236	職員共済組合負担金 (特別職)	14
4.	共 済 費		528	教育総務職員人件費	2,456
				一般職給料	1,157
				期末手当	339
				勤勉手当	445
				時間外勤務手当	67
				職員共済組合負担金	448
				教育委員会事務局費	1,075

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※事務局費							
3. 学校教育総務費	31,966	85	32,051				85
項 計	158,606	3,694	162,300				3,694

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

1. 小学校管理費	172,238	8,494	180,732				8,494
2. 小学校教育振興費	122,301	119	122,420				119
項 計	476,424	8,613	485,037				8,613

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 中学校管理費	70,981	1,582	72,563				1,582
項 計	270,217	1,582	271,799				1,582

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	117,705	5,465	123,170				5,465
------------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		会計年度任用職員報酬	688
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	172
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	149
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	66
3. 職員手当	85	教育相談員配置事業費	85
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	45
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	40

1. 報酬	5,597	小学校管理運営事業費	8,494
3. 職員手当	2,503	会計年度任用職員報酬	5,597
4. 共済費	394	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	1,345
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	1,158
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	394
1. 報酬	84	小学校教育振興事業費	119
3. 職員手当	35	会計年度任用職員報酬	84
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	19
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	16

1. 報酬	1,511	中学校管理運営事業費	1,582
4. 共済費	71	会計年度任用職員報酬	1,511
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	71

1. 報酬	163	社会教育職員人件費	5,198
2. 給料	2,196	一般職給料	2,196
3. 職員手当	2,154	期末手当	978
4. 共済費	952	勤勉手当	890
		時間外勤務手当	200
		職員共済組合負担金	934
		社会教育活動費	267
		会計年度任用職員報酬	163
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	46
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	40
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	18

(款) 10. 教育費

(項) 4. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 公民館費	114,087	2,798	116,885				2,798
6. 文化財保護費	76,918	706	77,624				706
7. 施設管理費	90,843	812	91,655				812
項 計	502,789	9,781	512,570				9,781

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

2. 体育施設費	150,523	2,155	152,678				2,155
3. 学校給食施設費	275,596	2,420	278,016				2,420

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1. 報 酬	1,958			公民館管理費	2,675
3. 職 員 手 当	701			会計年度任用職員報酬	1,887
4. 共 済 費	139			期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	363
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	286
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	139
				図書整備事業費	123
				会計年度任用職員報酬	71
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	28
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	24
1. 報 酬	455			埋蔵文化財調査事業費	706
3. 職 員 手 当	215			会計年度任用職員報酬	455
4. 共 済 費	36			期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	115
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	100
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	36
1. 報 酬	760			あけのべ自然学校運営事業費	812
4. 共 済 費	52			会計年度任用職員報酬	760
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	52

1. 報 酬	1,226			体育施設職員人件費	282
2. 給 料	96			一般職給料	96
3. 職 員 手 当	690			期末手当	44
4. 共 済 費	143			勤勉手当	90
				職員共済組合負担金	52
				全天候運動場管理運営事業費	432
				会計年度任用職員報酬	284
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	68
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	58
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	22
				体育施設管理費	1,441
				会計年度任用職員報酬	942
				期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	231
				勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	199
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	69
2. 給 料	1,037			学校給食職員人件費	2,072
3. 職 員 手 当	1,017			一般職給料	1,037
4. 共 済 費	366			期末手当	357
				勤勉手当	312

(款) 10. 教育費

(項) 5. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
※ 学校給食施設費							
項 計	436,112	4,575	440,687				4,575

歳出合計	20,779,604	130,722	20,910,326	0	0	0	130,722
------	------------	---------	------------	---	---	---	---------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		職員共済組合負担金 366
		学校給食管理運営事業費 348
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員） 174
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員） 174

--	--	--

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長等	3		23,976	9,626	145	33,747	4,076	37,823	
	議員	16	61,680		22,334		84,014	17,440	101,454	
	その他の特別職	2,174	84,800				84,800		84,800	
	計	2,193	146,480	23,976	31,960	145	202,561	21,516	224,077	
補正前	長等	3		23,976	9,562	145	33,683	4,062	37,745	
	議員	16	61,680		22,334		84,014	17,440	101,454	
	その他の特別職	2,174	84,800				84,800		84,800	
	計	2,193	146,480	23,976	31,896	145	202,497	21,502	223,999	
比較	長等				64		64	14	78	
	議員									
	その他の特別職									
	計				64		64	14	78	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	322 (303)	532,632	1,212,949	864,168	2,609,749	457,207	3,066,956	
補正前	322 (303)	499,254	1,183,902	822,420	2,505,576	440,626	2,946,202	
比較		33,378	29,047	41,748	104,173	16,581	120,754	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手当等の内訳											
補正後	34,528	40,078	944	26,010	12,495	351,474	291,546	102,362	1,551	3,180	
補正前	34,528	40,078	944	26,010	12,495	331,077	272,714	99,843	1,551	3,180	
比較						20,397	18,832	2,519			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	268 (8)		1,059,323	639,187	1,698,510	351,383	2,049,893	
補正前	268 (8)		1,034,937	612,768	1,647,705	339,999	1,987,704	
比較			24,386	26,419	50,805	11,384	62,189	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	時間外手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手当等の内訳											
補正後	34,528	40,078	944	21,434	12,495	235,282	193,901	96,395	950	3,180	
補正前	34,528	40,078	944	21,434	12,495	223,448	181,835	93,876	950	3,180	
比較						11,834	12,066	2,519			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	54 (295)	532,632	153,626	224,981	911,239	105,824	1,017,063	
補 正 前	54 (295)	499,254	148,965	209,652	857,871	100,627	958,498	
比 較		33,378	4,661	15,329	53,368	5,197	58,565	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備考
補 正 後				4,576		116,192	97,645	5,967	601		
補 正 前				4,576		107,629	90,879	5,967	601		
比 較						8,563	6,766				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備考
報酬	33,378	給与改定に伴う増減分 33,378	会計年度任用職員	33,378 千円
給料	29,047	給与改定に伴う増減分 29,047	会計年度任用職員以外の職員	24,386 千円
			会計年度任用職員	4,661 千円
職員手当	41,748	制度改正に伴う増減分 41,748	会計年度任用職員以外の職員	26,419 千円
			会計年度任用職員	15,329 千円

議案第59号

令和6年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和6年度養父市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（ 事 業 勘 定 ）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,289千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,670,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大 林 賢 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		245,263	1,289	246,552
	1. 他会計繰入金	215,263	1,289	216,552
歳入合計		2,668,795	1,289	2,670,084

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	245,263	1,289	246,552
歳入合計	2,668,795	1,289	2,670,084

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	34,643	854	35,497
4. 保健事業費	26,078	694	26,772
8. 予備費	1,178	△259	919
歳出合計	2,668,795	1,289	2,670,084

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		34,643	854	35,497
	1 総務管理費	32,664	854	33,518
4 保健事業費		26,078	694	26,772
	1 特定健康診査等事業費	19,897	259	20,156
	2 保健事業費	6,181	435	6,616
8 予備費		1,178	△259	919
	1 予備費	1,178	△259	919
歳出	合計	2,668,795	1,289	2,670,084

(単位 千円)

補正額の財源			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		854	0
		435	259
			△259
		1,289	0

2. 歳入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	215,263	1,289	216,552
項計	215,263	1,289	216,552

歳入合計	2,668,795	1,289	2,670,084
------	-----------	-------	-----------

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	1,289	職員給与費等繰入金 1,289

--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	32,192	854	33,046			854	
項 計	32,664	854	33,518			854	

(款) 4. 保健事業費

(項) 1. 特定健康診査等事業費

1. 特定健康診査等事業費	19,897	259	20,156				259
項 計	19,897	259	20,156				259

(款) 4. 保健事業費

(項) 2. 保健事業費

1. 保健事業費	6,181	435	6,616			435	
項 計	6,181	435	6,616			435	

(款) 8. 予備費

(項) 1. 予備費

1. 予備費	1,178	△259	919				△259
項 計	1,178	△259	919				△259

歳出合計	2,668,795	1,289	2,670,084	0	0	1,289	0
------	-----------	-------	-----------	---	---	-------	---

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
2. 給料	406	国民健康保険職員人件費	854
3. 職員手当	307	一般職給料	406
4. 共済費	141	期末手当	132
		勤勉手当	117
		時間外勤務手当	58
		職員共済組合負担金	141

1. 報酬	193	特定健康診査等事業費	259
3. 職員手当	66	会計年度任用職員報酬	193
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	35
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	31

1. 報酬	274	保健事業費	435
3. 職員手当	122	会計年度任用職員報酬	274
4. 共済費	39	期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	66
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	56
		社会保険料	19
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	20

28. 予備費	△259	予備費	△259
		予備費	△259

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	3 (3)	4,207	10,499	7,542	22,248	3,568	25,816	
補 正 前	3 (3)	3,740	10,093	7,047	20,880	3,388	24,268	
比 較		467	406	495	1,368	180	1,548	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳				200		3,047	2,560	1,735			
補正後				200		2,814	2,356	1,677			
補正前				200		2,333	204	58			
比較											

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	3		10,499	6,086	16,585	3,153	19,738	
補 正 前	3		10,093	5,779	15,872	3,012	18,884	
比 較			406	307	713	141	854	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳				200		2,256	1,895	1,735			
補正後				200		2,124	1,778	1,677			
補正前				200		132	117	58			
比較											

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(3)	4,207		1,456	5,663	415	6,078	
補 正 前	(3)	3,740		1,268	5,008	376	5,384	
比 較		467		188	655	39	694	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳						791	665				
補正後						690	578				
補正前						101	87				
比較											

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
報酬	467	給与改定に伴う増減分 467	会計年度任用職員 467 千円	
給料	406	給与改定に伴う増減分 406	会計年度任用職員以外の職員 406 千円	
職員手当	495	制度改正に伴う増減分 495	会計年度任用職員以外の職員 307 千円 会計年度任用職員 188 千円	

(大屋診療所施設勘定)

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 大屋診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,649千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,249千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		34,390	1,649	36,039
	1. 他会計繰入金	34,390	1,649	36,039
歳入合計		124,600	1,649	126,249

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	34,390	1,649	36,039
歳入合計	124,600	1,649	126,249

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	70,977	1,649	72,626
歳出合計	124,600	1,649	126,249

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		70,977	1,649	72,626
	1. 施設管理費	70,977	1,649	72,626
歳出	合計	124,600	1,649	126,249

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			1,649
			1,649

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	34,390	1,649	36,039
項計	34,390	1,649	36,039

歳入合計	124,600	1,649	126,249
------	---------	-------	---------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	70,977	1,649	72,626				1,649
項計	70,977	1,649	72,626				1,649

歳出合計	124,600	1,649	126,249	0	0	0	1,649
------	---------	-------	---------	---	---	---	-------

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
1. 一般会計繰入金			1,649	一般会計繰入金 1,649

--	--	--	--	--

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明
2. 給 料			945	大屋診療所職員人件費 50
3. 職 員 手 当			463	一般職給料 30
4. 共 済 費			241	期末手当 10 勤勉手当 10 一般管理費 1,599 会計年度任用職員給料 915 期末手当（常勤会計年度任用職員） 237 勤勉手当（常勤会計年度任用職員） 206 職員共済組合負担金（会計年度任用職員） 241

--	--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	5 (2)	204	20,142	27,410	47,756	6,121	53,877	
補 正 前	5 (2)	204	19,197	26,947	46,348	5,880	52,228	
比 較			945	463	1,408	241	1,649	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 258	804	358	505		4,231	3,490	624	17,140		
	補正前 258	804	358	505		3,984	3,274	624	17,140		
	比 較					247	216				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1 (1)		8,266	22,095	30,361	3,210	33,571	
補 正 前	1 (1)		8,236	22,075	30,311	3,210	33,521	
比 較			30	20	50		50	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 258	804	358	260		1,756	1,411	108	17,140		
	補正前 258	804	358	260		1,746	1,401	108	17,140		
	比 較					10	10				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (1)	204	11,876	5,315	17,395	2,911	20,306	
補 正 前	4 (1)	204	10,961	4,872	16,037	2,670	18,707	
比 較			915	443	1,358	241	1,599	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後			245		2,475	2,079	516			
	補正前			245		2,238	1,873	516			
	比 較					237	206				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	945	給与改定に伴う増減分	945	会計年度任用職員以外の職員 30千円 会計年度任用職員 915千円
職員手当	463	制度改正に伴う増減分	463	会計年度任用職員以外の職員 20千円 会計年度任用職員 443千円

(大屋歯科診療所施設勘定)

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 大屋歯科診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ375千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,475千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		23,099	375	23,474
	2. 他会計繰入金	11,531	375	11,906
歳入合計		39,100	375	39,475

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	23,099	375	23,474
歳入合計	39,100	375	39,475

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	30,288	375	30,663
歳出合計	39,100	375	39,475

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		30,288	375	30,663
	1. 施設管理費	30,288	375	30,663
歳出	合計	39,100	375	39,475

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			375
			375

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	11,531	375	11,906
項計	11,531	375	11,906

歳入合計	39,100	375	39,475
------	--------	-----	--------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	30,288	375	30,663				375
項計	30,288	375	30,663				375

歳出合計	39,100	375	39,475	0	0	0	375
------	--------	-----	--------	---	---	---	-----

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1. 一般会計繰入金			375	一般会計繰入金	375

--	--	--	--	--	--

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
2. 給 料			242	大屋歯科診療所職員人件費	56
3. 職 員 手 当			123	一般職給料	36
4. 共 済 費			10	期末手当	10
				勤勉手当	10
				一般管理費	319
				会計年度任用職員給料	206
				期末手当（常勤会計年度任用職員）	55
				勤勉手当（常勤会計年度任用職員）	48
				職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	10

--	--	--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1 (8)	17,059	5,597	2,140	24,796	1,929	26,725	
補 正 前	1 (8)	17,059	5,355	2,017	24,431	1,919	26,350	
比 較			242	123	365	10	375	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳				70		952	785	333			
補正後				70		952	785	333			
補正前				70		887	727	333			
比較						65	58				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1)		2,496	743	3,239	491	3,730	
補 正 前	(1)		2,460	723	3,183	491	3,674	
比 較			36	20	56		56	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳						306	242	195			
補正後						306	242	195			
補正前						296	232	195			
比較						10	10				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1 (7)	17,059	3,101	1,397	21,557	1,438	22,995	
補 正 前	1 (7)	17,059	2,895	1,294	21,248	1,428	22,676	
比 較			206	103	309	10	319	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳				70		646	543	138			
補正後				70		646	543	138			
補正前				70		591	495	138			
比較						55	48				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	242	給与改定に伴う増減分	242	会計年度任用職員以外の職員 36千円 会計年度任用職員 206千円
職員手当	123	制度改正に伴う増減分	123	会計年度任用職員以外の職員 20千円 会計年度任用職員 103千円

(出合診療所施設勘定)

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 出合診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ436千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71,436千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		29,876	436	30,312
	2. 他会計繰入金	22,133	436	22,569
歳入合計		71,000	436	71,436

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	29,876	436	30,312
歳入合計	71,000	436	71,436

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	51,788	436	52,224
歳出合計	71,000	436	71,436

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		51,788	436	52,224
	1. 施設管理費	51,788	436	52,224
歳出	合計	71,000	436	71,436

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			436
			436

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	22,133	436	22,569
項計	22,133	436	22,569

歳入合計	71,000	436	71,436
------	--------	-----	--------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	51,788	436	52,224				436
項計	51,788	436	52,224				436

歳出合計	71,000	436	71,436	0	0	0	436
------	--------	-----	--------	---	---	---	-----

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
1. 一般会計繰入金			436	一般会計繰入金	436

--	--	--	--	--	--

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
2. 給 料			298	出合診療所職員人件費	126
3. 職 員 手 当			54	一般職給料	48
4. 共 済 費			84	期末手当	28
				勤勉手当	26
				職員共済組合負担金	24
				一般管理費	310
				会計年度任用職員給料	250
				職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	60

--	--	--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4		15,741	19,979	35,720	5,784	41,504	
補 正 前	4		15,443	19,925	35,368	5,700	41,068	
比 較			298	54	352	84	436	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 78	804	363	440		3,445	2,872	521	11,000	456	
	補正前 78	804	363	440		3,417	2,846	521	11,000	456	
	比較					28	26				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	2		10,434	17,511	27,945	4,499	32,444	
補 正 前	2		10,386	17,457	27,843	4,475	32,318	
比 較			48	54	102	24	126	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 78	804	363	190		2,412	2,008	200	11,000	456	
	補正前 78	804	363	190		2,384	1,982	200	11,000	456	
	比較					28	26				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	2		5,307	2,468	7,775	1,285	9,060	
補 正 前	2		5,057	2,468	7,525	1,225	8,750	
比 較			250		250	60	310	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後			250		1,033	864	321			
	補正前			250		1,033	864	321			
	比較										

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	298	給与改定に伴う増減分	298	会計年度任用職員以外の職員 48千円 会計年度任用職員 250千円
職員手当	54	制度改正に伴う増減分	54	会計年度任用職員以外の職員 54千円

議案第60号

令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）

令和6年度養父市養父歯科診療所特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,711千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		25,809	2,711	28,520
	1 他会計繰入金	25,809	2,711	28,520
歳入合計		57,000	2,711	59,711

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	25,809	2,711	28,520
歳入合計	57,000	2,711	59,711

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	46,316	2,711	49,027
歳出合計	57,000	2,711	59,711

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		46,316	2,711	49,027
	1. 施設管理費	46,316	2,711	49,027
歳出	合計	57,000	2,711	59,711

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			2,711
			2,711

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	25,809	2,711	28,520
項 計	25,809	2,711	28,520

歳入合計	57,000	2,711	59,711
------	--------	-------	--------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 施設管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	46,316	2,711	49,027				2,711
項 計	46,316	2,711	49,027				2,711

歳出合計	57,000	2,711	59,711	0	0	0	2,711
------	--------	-------	--------	---	---	---	-------

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	2,711	一般会計繰入金	2,711

--	--	--	--

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2. 給 料	1,303	養父歯科診療所職員人件費（一般職）	666
3. 職 員 手 当	971	一般職給料	328
4. 共 済 費	437	期末手当	112
		勤勉手当	100
		職員共済組合負担金	126
		一般管理費	2,045
		会計年度任用職員給料	975
		期末手当（常勤会計年度任用職員）	337
		期末手当（短時間勤務会計年度任用職員）	54
		勤勉手当（常勤会計年度任用職員）	321
		勤勉手当（短時間勤務会計年度任用職員）	47
		職員共済組合負担金（会計年度任用職員）	311

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	5 (1)	2,288	27,144	6,656	36,088	6,004	42,092	
補 正 前	5 (1)	2,288	25,841	5,685	33,814	5,567	39,381	
比 較			1,303	971	2,274	437	2,711	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 120			254		3,111	2,622	549			
	補正前 120			254		2,608	2,154	549			
	比 較					503	468				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1		3,492	1,944	5,436	1,147	6,583	
補 正 前	1		3,164	1,732	4,896	1,021	5,917	
比 較			328	212	540	126	666	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後 120			155		780	640	249			
	補正前 120			155		668	540	249			
	比 較					112	100				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (1)	2,288	23,652	4,712	30,652	4,857	35,509	
補 正 前	4 (1)	2,288	22,677	3,953	28,918	4,546	33,464	
比 較			975	759	1,734	311	2,045	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後			99		2,331	1,982	300			
	補正前			99		1,940	1,614	300			
	比 較					391	368				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給料	1,303	給与改定に伴う増減分	1,303	会計年度任用職員以外の職員 328千円 会計年度任用職員 975千円
職員手当	971	制度改正に伴う増減分	971	会計年度任用職員以外の職員 212千円 会計年度任用職員 759千円

議案第61号

令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和6年度養父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ480,661千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		126,451	633	127,084
	1. 他会計繰入金	126,451	633	127,084
歳入合計		480,028	633	480,661

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金	126,451	633	127,084
歳入合計	480,028	633	480,661

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	9,804	633	10,437
歳出合計	480,028	633	480,661

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		9,804	633	10,437
	1. 総務管理費	9,804	633	10,437
歳出	合計	480,028	633	480,661

(単位 千円)

補正額の財源内訳			内訳
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		633	0
		633	0

2. 歳入

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	126,451	633	127,084
項計	126,451	633	127,084

歳入合計	480,028	633	480,661
------	---------	-----	---------

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	9,804	633	10,437			633	
項計	9,804	633	10,437			633	

歳出合計	480,028	633	480,661	0	0	633	0
------	---------	-----	---------	---	---	-----	---

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 職員人件費等繰入金	633	職員人件費繰入金 633

--	--	--

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2. 給 料	324	後期高齢者医療職員人件費 633
3. 職 員 手 当	187	一般職給料 324
4. 共 済 費	122	期末手当 83
		勤勉手当 60
		時間外勤務手当 44
		職員共済組合負担金 122

--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1		3,184	2,096	5,280	1,151	6,431	
補 正 前	1		2,860	1,909	4,769	1,029	5,798	
比 較			324	187	511	122	633	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後			35	270	664	556	571			
	補正前			35	270	581	496	527			
	比 較					83	60	44			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1		3,184	2,096	5,280	1,151	6,431	
補 正 前	1		2,860	1,909	4,769	1,029	5,798	
比 較			324	187	511	122	633	

()内は短時間勤務職員 (外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後			35	270	664	556	571			
	補正前			35	270	581	496	527			
	比 較					83	60	44			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	324	給与改定に伴う増減分	324 会計年度任用職員以外の職員	324 千円
職員手当	187	制度改正に伴う増減分	187 会計年度任用職員以外の職員	187 千円

議案第62号

令和6年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度養父市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,929千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,076,676千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		1,002,010	63	1,002,073
	2. 国庫補助金	329,228	63	329,291
5. 県支出金		561,738	32	561,770
	2. 県補助金	9,783	32	9,815
7. 繰入金		641,799	2,834	644,633
	1. 一般会計繰入金	583,596	2,797	586,393
	2. 基金繰入金	58,203	37	58,240
歳入	合計	4,073,747	2,929	4,076,676

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金	1,002,010	63	1,002,073
5. 県支出金	561,738	32	561,770
7. 繰入金	641,799	2,834	644,633
歳入	合計	2,929	4,076,676

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	69,047	2,765	71,812
3. 地域支援事業費	78,199	164	78,363
歳出	合計	2,929	4,076,676

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		69,047	2,765	71,812
	1. 総務管理費	35,932	1,407	37,339
	3. 介護認定審査会費	30,620	1,358	31,978
3. 地域支援事業費		78,199	164	78,363
	3. 包括的支援事業・任意事業費	29,572	164	29,736
歳出	合計	4,073,747	2,929	4,076,676

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		2,765	0
95		32	37
95		2,797	37

2. 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
3. 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）	7,452	63	7,515
項 計	329,228	63	329,291

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

2. 地域支援事業交付金（総合事業以外の地域支援事業）	3,727	32	3,759
項 計	9,783	32	9,815

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

3. 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）	3,727	32	3,759
5. その他一般会計繰入金	70,933	2,765	73,698
項 計	583,596	2,797	586,393

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

1. 介護給付費準備基金繰入金	58,203	37	58,240
項 計	58,203	37	58,240

歳入合計	4,073,747	2,929	4,076,676
------	-----------	-------	-----------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 現 年 度 分	63	総合事業以外の地域支援事業現年度分 63

1. 現 年 度 分	32	総合事業以外の地域支援事業現年度分 32

1. 現 年 度 分	32	総合事業以外の地域支援事業繰入金現年度分 32
1. 職 員 給 与 費 等 繰 入 金	2,196	職員給与費等繰入金 2,196
2. 事 務 費 繰 入 金	569	事務費繰入金 569

1. 介 護 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	37	介護給付費準備基金繰入金 37

--	--	--

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	35,620	1,407	37,027			1,407	
項 計	35,932	1,407	37,339			1,407	

(款) 1. 総務費

(項) 3. 介護認定審査会費

2. 認定調査等費	24,539	1,358	25,897			1,358	
項 計	30,620	1,358	31,978			1,358	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

6. 認知症総合支援事業費	10,337	164	10,501	95		32	37
項 計	29,572	164	29,736	95		32	37

歳出合計	4,073,747	2,929	4,076,676	95	0	2,797	37
------	-----------	-------	-----------	----	---	-------	----

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1. 報酬	284	介護総務職員人件費	954	
2. 給料	497	一般職給料	497	
3. 職員手当	406	期末手当	183	
4. 共済費	220	勤勉手当	97	
		職員共済組合負担金	177	
		一般管理費	453	
		会計年度任用職員報酬	284	
		期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	68	
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	58	
		社会保険料	20	
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	23	

1. 報酬	1,036	認定調査等費	1,358
3. 職員手当	247	会計年度任用職員報酬	1,036
4. 共済費	75	期末手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	114
		勤勉手当 (短時間勤務会計年度任用職員)	133
		社会保険料	33
		職員共済組合負担金 (会計年度任用職員)	42

2. 給料	48	認知症総合支援職員人件費	164
3. 職員手当	94	一般職給料	48
4. 共済費	22	期末手当	28
		勤勉手当	16
		時間外勤務手当	50
		職員共済組合負担金	22

--	--	--	--

給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4 (5)	10,382	16,012	12,032	38,426	6,478	44,904	
補 正 前	4 (5)	9,062	15,467	11,285	35,814	6,161	41,975	
比 較		1,320	545	747	2,612	317	2,929	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後		600		200	270	5,643	4,718	601		
	補正前		600		200	270	5,250	4,414	551		
	比 較						393	304	50		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	4		16,012	8,173	24,185	5,122	29,307	
補 正 前	4		15,467	7,799	23,266	4,923	28,189	
比 較			545	374	919	199	1,118	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後		600		200	270	3,541	2,961	601		
	補正前		600		200	270	3,330	2,848	551		
	比 較						211	113	50		

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(5)	10,382		3,859	14,241	1,356	15,597	
補 正 前	(5)	9,062		3,486	12,548	1,238	13,786	
比 較		1,320		373	1,693	118	1,811	

()内は短時間勤務職員(外書き)

区 分	扶養 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	特殊勤 務手当 (千円)	その他 (千円)	備 考
職員手 当等の 内訳	補正後					2,102	1,757				
	補正前					1,920	1,566				
	比 較					182	191				

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備考
報酬	1,320	給与改定に伴う増減分 1,320	会計年度任用職員 1,320 千円	
給料	545	給与改定に伴う増減分 545	会計年度任用職員以外の職員 545 千円	
職員手当	747	制度改正に伴う増減分 747	会計年度任用職員以外の職員 374 千円 会計年度任用職員 373 千円	

議案第63号

令和6年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度養父市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度養父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	873,512 千円	1,667 千円	875,179 千円
第1項 営業費用	816,461 千円	1,667 千円	818,128 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1） 職員給与費	52,955千円	1,667千円	54,622千円

令和6年12月11日提出

養父市長 大 林 賢 一

令和6年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画
収益的支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			873,512	1,667	875,179	
	1 営業費用		816,461	1,667	818,128	
		1 原水及び浄水費	181,530	437	181,967	
		2 配水及び給水費	79,523	763	80,286	
		3 総係費	48,944	467	49,411	

令和6年度養父市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△79,753
	減価償却費	501,170
	資産減耗費	4,794
	賞与引当金等の増加額	263
	貸倒引当金の減少額	0
	長期前受金戻入額	△123,644
	受取利息	△49
	支払利息	28,541
	未収金の増加額	△4,750
	未払金の減少額	△18,272
	たな卸資産の増加額	△966
	小計	307,334
	利息の受取額	49
	利息の支払額	△28,541
	業務活動によるキャッシュ・フロー	278,842
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△71,138
	国庫補助金による収入	6,900
	工事負担金による収入	1,482
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△62,756
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	28,200
	企業債の償還による支出	△270,578
	出資金の受入額	77,455
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△164,923
	資金増加額	51,163
	資金期首残高	1,815,615
	資金期末残高	1,866,778

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職員数		給与費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	10	8	300	29,087	15,899	45,286	9,336	54,622
補 正 前	10	8	300	27,955	15,364	43,619	9,336	52,955
比 較	0	0	0	1,132	535	1,667	0	1,667

(単位：千円)

区 分		扶 養 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当
手 当 の 内 訳	補 正 後	1,020	600	616	330	4,328	5,164	1,841	
	補 正 前	1,020	600	616	330	6,072	4,885	1,841	
	比 較	0	0	0	0	△ 1,744	279	0	

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	1,132	給与改定に伴う増減分	1,132		
手 当	535	制度改正に伴う増減分	535	期末手当 256 勤勉手当 279	

令和6年度養父市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		278,099	
ロ 建 物	1,059,253		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 261,563</u>	797,690	
ハ 構 築 物	10,875,736		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,300,875</u>	5,574,861	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,923,715		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 1,655,062</u>	1,268,653	
ホ 車 輛 運 搬 具	7,206		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,846</u>	360	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	6,217		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 5,368</u>	849	
ト 建 設 仮 勘 定		23,934	
有 形 固 定 資 産 合 計			<u>7,944,446</u>

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		4,568	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>4,568</u>

固 定 資 産 合 計 7,949,014

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,866,778	
(2) 未 収 金	95,431		
貸 倒 引 当 金	<u>△ 1,833</u>	93,598	
(3) 貯 蔵 品		6,239	

流 動 資 産 合 計 1,966,615

資 産 合 計 9,915,629

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	2,230,902	
固定負債合計		2,230,902
4 流動負債		
(1) 企業債	254,571	
(2) 未払金	36,358	
(3) 引当金	4,549	
流動負債合計		295,478
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	3,824,973	
収益化累計額	△ 2,045,225	
繰延収益合計		1,779,748
負債合計		4,306,128

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	1,638,395	
(2) 繰入資本金	3,562,588	
(3) 組入資本金	147,608	
資本金合計		5,348,591
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	11,307	
資本剰余金合計		11,307
(2) 利益剰余金		
イ減債積立金	52,000	
ロ建設改良積立金	167,830	
ハ当年度未処分利益剰余金	29,773	
利益剰余金合計		249,603
剰余金合計		260,910
資本合計		5,609,501
負債・資本合計		9,915,629

注記

Ⅲ. セグメント情報の開示

2. 報告セグメントごとの営業収益等

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：千円)

	水道事業	給水施設事業	合 計
営業収益	489,513	405	489,918
営業費用	795,232	2,620	797,852
営業損益	△305,719	△2,215	△ 307,934
経常損益	△ 77,097	△ 1,292	△ 78,389
セグメント資産	9,887,893	27,736	9,915,629
セグメント負債	4,298,486	7,642	4,306,128
他会計繰入金	207,578	301	207,879
減価償却費	499,219	1,951	501,170
特別利益	0	0	0
特別損失	△ 1,364	0	△ 1,364
固定資産増加額	66,344	0	66,344

令和6年度養父市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画明細
収益の支出

支 出

(款) 1 水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既 決 予定額	補 正 予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業費用		816,461	1,667	818,128			
	1 原水及び 浄水費	181,530	437	181,967	給 料	285	一般職員給 285
					手 当	152	期末手当 70 勤勉手当 82
	2 配水及び 給水費	79,523	763	80,286	給 料	548	一般職員給 548
					手 当	215	期末手当 106 勤勉手当 109
	3 総 係 費	48,944	467	49,411	給 料	299	一般職員給 299
					手 当	168	期末手当 80 勤勉手当 88
	計	873,512	1,667	875,179			

議案第 64 号

令和6年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度養父市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和6年度養父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（ 計 ）
第1款 下水道事業費用	1,178,497 千円	515 千円	1,179,012 千円
第1項 営業費用	1,081,445 千円	515 千円	1,081,960 千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額305,911千円は過年度分損益勘定留保資金289,683千円及び当年度分消費税資本的収支調整額16,228千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額） 支	（補正予定額） 出	（ 計 ）
第1款 資本的支出	1,155,183 千円	100 千円	1,155,283 千円
第1項 建設改良費	297,171 千円	100 千円	297,271 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1） 職員給与費	60,862 千円	615 千円	61,477 千円

令和6年12月11日提出

養父市長 大林 賢 一

令和6年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画
収益の支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用	1 営業費用		1,178,497	515	1,179,012	
			1,081,445	515	1,081,960	
	2 処 理 場 費	263,049	363	263,412		
	3 総 係 費	39,633	152	39,785		

資本の支出

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出	1 建設		1,155,183	100	1,155,283	
			297,171	100	297,271	
	4 建設改良人件費	9,161	100	9,261		

令和6年度養父市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純損失	△40,828
	減価償却費	711,127
	資産減耗費	5,600
	賞与引当金等の減少額	△48
	貸倒引当金の減少額	△172
	長期前受金戻入額	△287,406
	支払利息	84,899
	未収金の増加額	△1,753
	未払金の減少額	△8,420
	小計	462,999
	利息の支払額	△84,899
	業務活動によるキャッシュ・フロー	378,100
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△271,077
	国県補助金による収入	99,652
	未収金の増加額	△2,535
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△173,960
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債による収入	612,000
	企業債の償還による支出	△858,012
	一般会計からの出資による収入	127,755
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△118,257
	資金減少額	85,883
	資金期首残高	414,320
	資金期末残高	500,203

給 与 費 明 細 書

1. 総 括

(単位：人、千円)

区 分	職員数		給与費				法 定 福 利 費	合 計
	特別職	一般職	報 酬	給 料	手 当	計		
補 正 後	10	9	300	32,489	18,268	51,057	10,420	61,477
補 正 前	10	9	300	32,110	18,032	50,442	10,420	60,862
比 較	0	0	0	379	236	615	0	615

(単位：千円)

区 分		扶 養 手 当	管理職 手 当	通 勤 手 当	住 居 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	時間外 勤 務 手 当	特 殊 勤 務 手 当
手当の内訳	補 正 後	1,254		694	336	6,849	5,597	2,563	975
	補 正 前	1,254		694	336	6,778	5,432	2,563	975
	比 較	0		0	0	71	165	0	0

2. 給料及び手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳	説明	備考
給 料	379	給与改定に伴う増減分		
手 当	236	制度改正に伴う増減分	期末手当 71 勤勉手当 165	

令和6年度養父市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地		1,034,901	
ロ 建 物	2,347,413		
減 価 償 却 累 計 額	△ 539,585	1,807,828	
ハ 構 築 物	18,843,059		
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,388,320	14,454,739	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,378,025		
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,821,245	1,556,780	
ホ 車 両 運 搬 具	44,313		
減 価 償 却 累 計 額	△ 24,605	19,708	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	4,782		
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,146	3,636	
ト 建 設 仮 勘 定		266,548	
有 形 固 定 資 産 合 計			19,144,140

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権		576	
無 形 固 定 資 産 合 計			576
固 定 資 産 合 計			19,144,716

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		500,203	
(2) 未 収 金		91,486	
貸 倒 引 当 金	△ 1,400	90,086	
流 動 資 産 合 計			590,289
資 産 合 計			19,735,005

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債		
(1) 企業債	4,823,741	
固定負債合計		4,823,741
4 流動負債		
(1) 企業債	832,972	
(2) 未払金	19,831	
(3) 引当金	5,224	
流動負債合計		858,027
5 繰延収益		
(1) 長期前受金	10,226,967	
収益化累計額	△ 2,764,966	
繰延収益合計		7,462,001
負債合計		13,143,769

資本の部

6 資本金		
(1) 固有資本金	4,948,956	
(2) 繰入資本金	1,422,403	
資本金合計		6,371,359
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ受贈財産評価額	87,672	
ロ国庫補助金	271,053	
ハ県補助金	61,750	
資本剰余金合計		420,475
(2) 利益剰余金		
イ当年度未処理欠損金	200,598	
利益剰余金合計		△ 200,598
剰余金合計		219,877
資本合計		6,591,236
負債・資本合計		19,735,005

注記

Ⅲ. セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位：千円)

	公共下水道事業	特定環境 保全公共 下水道事 業	農業集落 排水事業	小規模集 合排水処 理事業	特定地域 生活排水 処理事業	個別排水 処理事業	コミュニ ティ・プ ラント事 業	合 計
営業収益	122,526	187,973	95,211	1,447	1,284	604	22,413	431,458
営業費用	251,220	462,632	258,194	9,627	3,893	2,776	67,425	1,055,767
営業損失	△128,694	△274,659	△162,983	△8,180	△2,609	△2,172	△45,012	△624,309
経常損益	△1,531	2,191	△8,698	△1,292	△7	△118	△29,127	△38,582
セグメント資産	5,132,775	7,793,029	4,811,175	138,373	16,592	21,408	1,821,653	19,735,005
セグメント負債	3,418,443	5,490,426	3,550,330	139,727	8,503	15,204	521,136	13,143,769
他会計繰入金	151,966	219,801	112,228	14,346	1,577	2,958	2,612	505,488
減価償却費	167,331	308,677	179,843	6,917	2,911	2,053	43,395	711,127
特別利益	0	0	0	0	0	0	0	0
特別損失	△455	△1,364	△318	△9	△4	△4	△91	△2,245
固定資産増加額	△122,303	94,443	89,359	0	0	0	8,759	70,258

令和6年度養父市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細
収益の支出

支出

(款) 1 下水道事業費用

(単位：千円)

項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 営業費用		1,081,445	515	1,081,960			
	2 処理場費	263,049	363	263,412	給 料	219	一般職員給 219
					手 当	144	期末手当 42 勤勉手当 102
	3 総 係 費	39,633	152	39,785	給 料	93	一般職員給 93
					手 当	59	期末手当 27 勤勉手当 32
	計	1,178,497	515	1,179,012			

資本の支出

支出

(款) 1 資本の支出

(単位：千円)

項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 建設改良費		297,171	100	297,271			
	4 建設改良 人 件 費	9,161	100	9,261	給 料	67	一般職員給 67
					手 当	33	期末手当 2 勤勉手当 31
	計	1,155,183	100	1,155,283			